返戻金表

（05-ユ-300089）

事業所名称：フォーリンクス合同会社
代表社員：金子 貴一
事業所所在地：秋田県由利本荘市岩渕下７５番地１
ヤハタビル２Ｆ－Ａ

1. 返戻率および対象期間

求職者が雇用開始日から起算して 6 ヶ月未満で自己都合を理由に退職した場合、受領した紹介手数料に以下の返戻率を乗じた額を求人者へ払い戻します。

退職の時期（雇用開始日から起算）	返戻率（払い戻す割合）
雇用開始日から 1 ヶ月未満 の自己都合退職	紹介手数料の 80%
雇用開始日から 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満 の自己都合退職	紹介手数料の 50%
雇用開始日から 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満 の自己都合退職	紹介手数料の 10%
雇用開始日から 6 ヶ月以上 経過後の退職	払い戻しなし　0%

2. 返戻金の適用除外事項

以下の各号に該当する場合は、退職時期にかかわらず返戻金（払い戻し）の対象外とします。

1. 解雇、倒産、求人者の重大な契約違反、その他求人者の責めに帰すべき事由により退職した場合。
2. 定年、雇用契約期間の満了（当初定められた期間が満了した場合）、死亡により退職した場合。
3. 退職日から起算して 30 日以内に、求人者から当事業所に対して、退職の事実を証明する客観的書類（離職票、退職届の写し等）を添えた書面（または電子メール）による返戻金の請求が行われなかった場合。
4. 求人者が当事業所に対する紹介手数料の支払いを延滞している場合。

3. その他

返戻金のお支払いは、求人者から正当な請求書を受領し、退職の事実を確認した日の翌月末日までに、求人者の指定する銀行口座に振り込む方法により行います。なお、振込手数料は当事業所の負担とします。

附則
本規程は、有料職業紹介事業の許可日令和８年 １０ 月 １ 日から施行する。